

市町村からの質疑事項等について

資料 7

《質疑①》障害者虐待防止

養護者による障害者虐待について、警察から市町村に対して障害者虐待通報票による通報があった場合、通常、養護者や被虐待者へ市町村から連絡をとり、事実確認調査を行っている。しかし、警察から当事者に対して、後日、役所等から連絡が入ることの説明がされていないことがあり、対応に苦慮することがある。

この場合、警察からの通報票の内容をもって、虐待の有無を判断すればよいのか。対応について、必要な要点があれば確認したい。

《本県からの意見等①》

警察からの障害者虐待通報票による通報があった場合も、近隣等からの通報と取り扱いとしては同様である。つまり、市町村による事実確認調査を行い、虐待の有無を判断するとともに、今後の障害者やその養護者の生活に必要な指導・支援を検討することになる。

警察が当日、当事者へ説明をしていなかった場合、警察から事前連絡を入れてもらうようお願いをすることが考えられる。警察が改めて、当事者へ連絡をすることが難しいと判断した場合は、当事者への事実確認調査が必要になることを説明し、どのように説明をすることが適切か確認するとよい。（警察に確認ができれば、警察から連絡をもらったことを説明してもよいと考える）。

近隣等からの通報の場合、通常、当事者に通報元は明かさないため、同様の対応をすることも差しつかないと考ええる。

《質疑②》障害者虐待防止

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を市町村が判断し、都道府県に報告した後、愛知県では具体的にどのような対応を行っているのか。

《本県からの意見等②》

愛知県では、障害者虐待防止法に係る業務や障害福祉サービス事業所等の行政処分に係る業務を障害福祉課で担当しており、障害福祉サービス事業所等の運営指導・監査等の業務は福祉総務課監査指導室で担当している。

市町村から障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の報告を受けた場合、障害福祉課内で共有するとともに、監査指導室にも情報共有を行っている。

重篤な事案や再発の危険性が高いと判断された施設・事業所に対しては、監査指導室とも協議の上、改めて、障害者総合支援法に基づく運営指導や監査を行っている。

監査等の結果、一定以上の不適切な運営・違反があれば、改善勧告や行政処分等を行うこともある。

その他、すべての報告は県の嘱託弁護士との定例の相談で確認し、気が付くことがあれば、改善指導の上での参考事項として当該市町村へ伝達を行っている。また、別の市町村に通報があった際には、対応の参考として情報提供を行うこともある。

《質疑③》障害者虐待防止

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、通報者が被虐待者本人や被虐待者の親族であった場合、その通報者から、虐待の判断や調査内容の情報等について、情報公開制度を用いて情報の開示を求められた場合、どのように対応すべきか。

《本県からの意見等③》

情報公開制度については、各市町村で条例等によって運用が定められているため、各市町村の担当部署と十分に協議の上、対応されたい。

調査内容の情報等のうち、通報者（情報公開の請求者）から得られた情報については、自己情報（通報受理時の記録等）であるため、一般的に開示対象となると考える。一方、虐待の判断やその他の調査内容の情報等については、第三者からの情報公開の請求と同様の対応（非開示情報）になると考える。

《質疑④》障害者虐待防止

障害者同士や、高齢者と障害者（主に家族間）におけるトラブル（お互いに手を出しあうような喧嘩等）について、「養護者」がどちらかはっきりしない場合において、どのように対応すべきか。

（再掲）

2023年5月30日開催 第一回愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議資料

《本県からの意見等④》

虐待通報を受理した時点では、通報内容のみで判断することせず、生活状況や実際の行為等の事実確認をする必要がある。その上で、養護する関係に明らかにない場合には、法が定める養護者による障害者虐待には該当しない事案となると考える。

（一方が金銭面、一方が生活面のように双方が養護し合って生活しているような場合は、養護する関係にあると判断されるものと考える。）

いずれにおいても、自治体として不適切な行為があったことが確認された際は、再発しない環境や関係となるよう必要な支援をしていくことが求められる。

《質疑⑤》障害者差別解消 事業者が不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を行った場合、事業者へどのように説明をするのが望ましいか。
《本県からの意見等⑤》 内閣府より「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」（令和6年3月）が示されている。 障害者差別解消法第12条に基づく措置（報告徴収、助言、指導、勧告）を主務大臣（または、同法第22条及び施行令第3条により、各事業法等における監督権限に属する事務を行う地方公共団体の長等）と調整の上、実施することを検討する。 この他、条例等により独自の権限を定めている地方公共団体であれば、条例に基づく権限の行使を検討することも考えられる。 なお、事業者団体に相談して働きかけてもらうという方法も考えられる。 実務上は、事業者の合理的配慮が法的義務化されたのは令和6年4月からであり、<u>事業者が十分に認識されていない可能性があるため、丁寧に法の趣旨を説明し、当事者間の建設的対話を促していく</u>が必要になると考える。

《情報共有①》障害者虐待防止 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）」には、養護者による障害者虐待において、被虐待者の身体状況、窮迫状況を確認する最終手段として立入調査を実施する際に携帯する「身分証明書」が例示されている。 これについて、県内市町村では独自に条例や要綱等で定めているのか。情報交換をお願いしたい。

《意見交換①》障害者虐待防止 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、市町村の事実確認調査の結果、虐待と判断した行為について、虐待者が否定しており、事業所として当該職員への指導が難しい（対応方法がわからない）と相談を受けた場合、事業所に対して、どのような助言をすべきか（改善計画書の提出依頼の際、どのよう点に注意して対応すべきか）。

《意見交換②》障害者虐待防止 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、虐待と判断した施設・事業所名を公表していないのはなぜか。 （公表するメリットやデメリットも含めて、話し合ってみましょう。）